

○埴町骨髄移植ドナー助成金交付要綱

平成31年2月21日
訓令第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄又は末梢血管細胞（以下「骨髄等」という。）の移植及びドナー登録の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した者に対し、骨髄移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類（以下「骨髄等提供証明書」という。）の交付を受けていること。
- (2) 骨髄等の提供時に町内に住所を有していること。
- (3) 骨髄等の提供に関する他の助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) ドナー休暇制度（骨髄等を提供するに当たり、検査、入院等に要する相当の期間を有給の特別休暇として認める制度をいう。）を設けている企業、団体等に属していないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院（以下「通院等」という。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等は除く。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し町長が必要と認める通院等

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、埴町骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に骨髄等提供証明書を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に町長に申請するものとする。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、埴町骨髄移植ドナー助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請した者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が取消し相当であると認める事由があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、埴町骨髄移植ドナー助成金交付決定取消通知書(様式第3号)により通知するとともに、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。